

財形住宅預金規定

1.(預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」という。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2.(預金の種類・自動継続)

- (1) 前条による預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。

3.(預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回にかぎり支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。
また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に残額の払出しをするものとします。

4.(利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
 - 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率
 - 2年以上 当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上	2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、預金者が第6条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6.(預金の解約)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) 前項により、当金庫がやむをえないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押して、この契約の証とともに当店へ提出してください。この解約手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約をおこないません。

(3) 預金者が次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員、および暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等
- F. 社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. A～Fに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)

H. 次の各号のいずれかに該当する者

- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- d. 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をおこなった場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損しまたは当金庫業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、契約の証および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7.(税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

規定第3条によらない払出しがあった場合。

規定第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。

規定第3条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

8.(差引計算等)

- (1) 規定第7条2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

規定第7条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

9.(転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

10.(非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

規定第1条1項ならびに2項による以外の預入があった場合。

定期預入が2年以上されなかった場合。

非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

11.(預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。

12.(届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は当金庫所定の手続をした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

13.(印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14.(譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりおこないます。

15.(成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は、届出印を押印して、直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.(規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在